

知床らうす深層水登録商標の使用に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知床らうす深層水登録商標の使用に関する条例（平成 20 年羅臼町条例第 20 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(商標及び図柄)

第 2 条 条例第 1 条に規定する登録商標は、商標法により登録されている次の商標権とし、登録商標の図柄は別図のとおりとする。

- (1) 商標登録番号 第 4500532 号 (別図 1)
- (2) 商標登録番号 第 4516397 号 (別図 2)
- (3) 商標登録番号 第 4632439 号 (別図 3)

2 登録商標の図柄をみだりに改変して使用することはできない。ただし、色については適宜選択して差し支えないものとする。

(登録商標の使用の範囲)

第 3 条 登録商標を使用できる指定商品の範囲は、別表のとおりとする。

(表示条件)

第 4 条 登録商標は、羅臼町が取水した知床らうす深層水を用いた商品（以下「知床らうす深層水商品」という。）で、かつ、製造者氏名又は販売者氏名が明記されている商品でなければならない。

- 2 登録商標は、前項の表示した商品をまとめて収容する容器箱に表示することができる。
- 3 登録商標は、知床らうす深層水又は知床らうす深層水商品の宣伝のために作られるポスター、チラシ、パンフレット等に表示することができる。

(表示方法)

第 5 条 登録商標はシールに印刷し、知床らうす深層水商品の包装容器又は包装紙に貼付表示することができる。

- 2 登録商標は、知床らうす深層水商品の包装容器又は包装紙に直接印刷することができる。

(登録商標の使用の範囲)

第 6 条 条例別表で定める個々の指定商品は、商標法施行規則第 6 条の規定による。

(使用申請及び使用許可)

第 7 条 条例第 3 条の規定により、登録商標の使用許可を受けようとする者は、知床らうす深層水登録商標使用許可申請書（様式第 1 号）を町長に提出し、知床らうす深層水登録商標使用許可書（様式第 2 号。以下「使用許可書」という。）の交付を受けなければならない。ただし、条例施行以前に知床らうす深層水使用商品に関する商標等の使用許可を受けている者については、この限りでない。

(使用許可の変更)

第 8 条 登録商標の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項に変更を生じるときは、知床らうす深層水登録商標使用許可変更申請書（様式第 3 号）に使用許可書を添えて町長に提出し、改めて使用許可書の交付を受けなければならない。

(使用許可の中止)

第 9 条 使用者が使用を中止しようとするときは、知床らうす深層水登録商標使用中止届（様式第 4 号）に、使用許可書を添えて町長に提出しなければならない。

(使用料の特例)

第 10 条 使用者が、知床らうす深層水利活用協議会（以下「協議会」という。）の会員である場合の使用料については、条例第 8 条の規定により減免し、1 使用者年間 10,000 円とする。

2 協議会の会員は、協議会を通じて納入することができる。

(遵守事項)

第 11 条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法規を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (2) 第三者が登録商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに町に通知すること。
- (3) 第三者との係争、審判、訴訟等について町に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等についてはその都度両者協議して決定すること。
- (4) 使用者は、登録商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (5) 町から要請がある場合は、登録商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

知床らうす深層水登録商標

商標登録番号 第 4500532 号 (5 区分) (別図 1) 【第 29・30・31・32・33 類】 商標登録番号 第 4516397 号 (2 区分) (別図 2) 【第 3・5 類】	商標登録番号 第 4632439 号 (7 区分) (別図 3) 【第 3・5・29・30・31・32・33 類】
	

(別表)

商標法施行規則第 6 条関係 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

区分	分類	指 定 商 品
商品	第 3 類	知床及び羅臼近海産の深層水を使用したせっけん類・化粧品・香料類・はみがき
	第 5 類	知床及び羅臼近海産の深層水を使用したスプレー式湿布薬及び切傷等軟膏薬, 知床及び羅臼近海産の深層水を使用した脱毛予防剤及び育毛剤・湿疹及びかぶれ用薬剤・目薬及び口臭除去剤・入浴剤
	第 29 類	知床及び羅臼近海産の深層水を使用したチーズ・バター等の乳製品及びマーガリン, 知床及び羅臼近海産の深層水を使用したカレー・シチュー及びスープの素, 知床及び羅臼近海産の深層水を使用した豆腐・コンニャク及び油揚げ, 知床及び羅臼近海産の深層水を使用したお茶漬けのり及びふりかけ, 知床及び羅臼近海産の深層水を使用した納豆及び食用タンパク
	第 30 類	知床及び羅臼近海産の深層水を使用したこしあん・練りあん及びきな粉, 知床及び羅臼近海産の深層水を使用したコーヒー・ココア及び茶, 知床及び羅臼近海産の深層水を使用した羅臼昆布醤油及び羅臼昆布だしつゆ, 知床及び羅臼近海産の深層水を使用した餃子・シューマイ及びハンバーガー・ピザ, 知床及び羅臼近海産の深層水を使用したラーメンのめん・そばのめん及びうどんのめん
	第 31 類	知床及び羅臼近海産の深層水を使用した牛・馬・豚・鶏等の飼料, 知床及び羅臼近海産の深層水を使用した釣り用餌
	第 32 類	知床及び羅臼近海産の深層水を使用したビール, 知床及び羅臼近海産の深層水を使用した清涼飲料水・果実飲料水及び野菜ジュース
	第 33 類	知床及び羅臼近海産の深層水を使用した日本酒・果実酒及び焼酎

様式第1号

年 月 日

知床らうす深層水登録商標使用許可申請書

羅臼町長 様

住所
申請者

氏名
電話
FAX

印

下記のとおり使用したいので、許可されるよう申請します。

記

1. 名称(商品名)
2. 品目(商品種類)
3. 使用形態(登録商標使用方法)
4. 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
5. 登録商標使用許可番号(更新申請の場合)

備考

商品ごとに申請書を作成すること。

添付書類

- (1) 会社案内又はそれに準ずるもの
 - (2) 海洋深層水購入納品書の写し(最近のもの)
 - (3) 商品見本及び商品概要資料(商品販売後でも可)
 - (4) 栄養成分を表示している場合は、その分析表の写し
- ※(1)(2)について、複数申請の場合は1部添付で結構です。

知床らうす深層水登録商標使用許可書

様

羅臼町長

印

下記のとおり使用を許可します。

記

1. 使用許可番号
2. 名称(商品名)
3. 品目(商品種類)
4. 使用形態(登録商標使用方法)
5. 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

* 許可条件

- (1) 登録商標は、知床らうす深層水を用いた商品に使用すること。
- (2) 登録商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。
- (3) 登録商標の使用許可を受けた事項を変更する場合は、知床らうす深層水ブランド使用許可変更申請書(様式第 3 号)を、町長に提出すること。
- (4) 登録商標の使用を中止する場合は、知床らうす深層水ブランド使用中止届(様式第 4 号)を町長に提出すること。

様式第3号

年 月 日

知床らうす深層水登録商標使用許可変更申請書

羅臼町長 様

住所
申請者
氏名
電話
FAX

印

下記のとおり使用許可を受けた事項について変更したいので、申請します。

記

1. 使用許可番号

2. 名称(商品名)

3. 品目(商品種類)

4. 変更事項

変更前 :

変更後 :

5. 変更理由

様式第 4 号

年 月 日

知床らうす深層水登録商標使用中止届

羅臼町長 様

住所
申請者
氏名
電話
FAX

印

下記のとおり登録商標の使用を中止したいので、届け出ます。

記

1. 使用許可番号
2. 名称(商品名)
3. 品目(商品種類)
4. 中止の理由